

## 第2章 処理特別対策

### 第1項 被災市町村のごみ処理特別対策

災害廃棄物は、全て一般廃棄物として市町村が処理責任を負う。

しかし、大規模災害時には、市町村の職員や廃棄物処理施設も被災し、市町村の廃棄物処理施設の能力を遙かに超える廃棄物が発生する。また、市町村で対応できない多種多様な廃棄物が発生するなどの事態が予想される。

このような場合、被災市町村に対して民間業者を含む広域的な廃棄物処理支援が必要である。

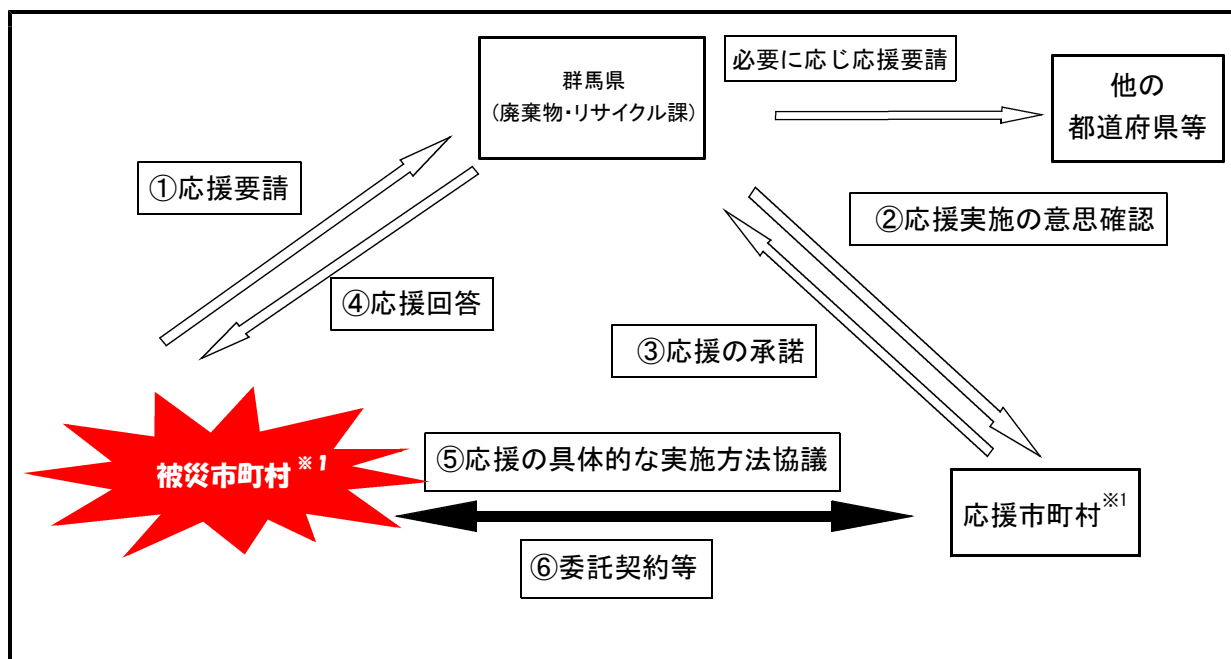
災害廃棄物の発生状況、被災市町村の職員や施設の被災状況に応じて、次のような対応方法を選択又は組み合わせて実施する。

#### ◎ 対応方法1：県が被災市町村に対して応援市町村を仲介する。

【根拠法令等】

・ 廃棄物処理法第6条第1項、第4項、第6条の2第1項

※1：平成20年4月1日付け「群馬県災害廃棄物等の処理に関する相互応援に関する協定」  
(全市町村及び清掃関係一部事務組合)



- ◎ 対応方法 2：県が被災市町村の区域外に所在する民間処理業者による処理に向け、民間処理業者の選定及び関係市町村との事前協議を仲介する。

【根拠法令等】

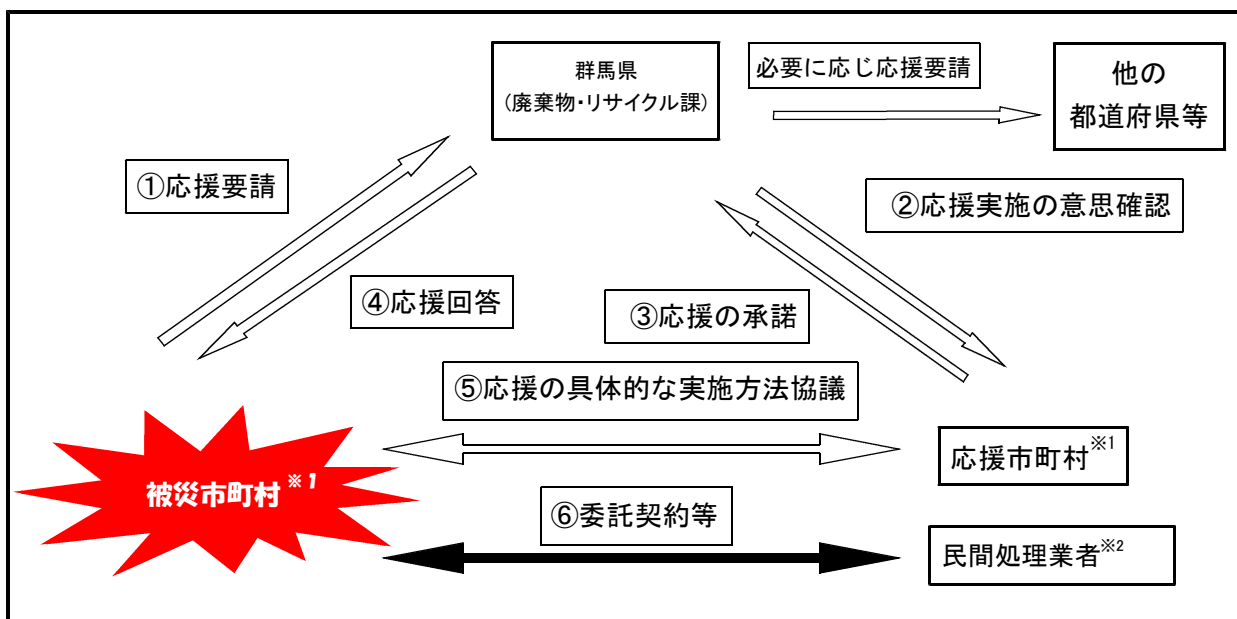
- ・ 廃棄物処理法第 6 条第 1 項、第 4 項、第 6 条の 2 第 1 項

※ 1：平成 20 年 4 月 1 日付け「群馬県災害廃棄物等の処理に関する相互応援に関する協定」  
(全市町村及び清掃関係一部事務組合)

※ 2：平成 25 年 4 月 1 日付け「災害時における廃棄物処理に関する協定」

(県・公益社団法人群馬県環境資源保全協会)

(県・一般社団法人群馬県環境保全協会)



<参考>

- ◎ 廃棄物処理法

(一般廃棄物処理計画)

第 6 条 市町村は、当該市町村の区域内の一般廃棄物の処理に関する計画（以下「一般廃棄物処理計画」という。）を定めなければならない。

4 市町村は、一般廃棄物処理計画を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めなければならない。

(市町村の処理等)

第 6 条の 2 市町村は、一般廃棄物処理計画に従つて、その区域内における一般廃棄物を生活環境の保全上支障が生じないうちに収集し、これを運搬し、及び処分（再生することを含む。以下略）しなければならない。

- ◎ 対応方法3：被災市町村から県が処理の委託を受け、応援を承諾した市町村・民間処理業者に再委託する。

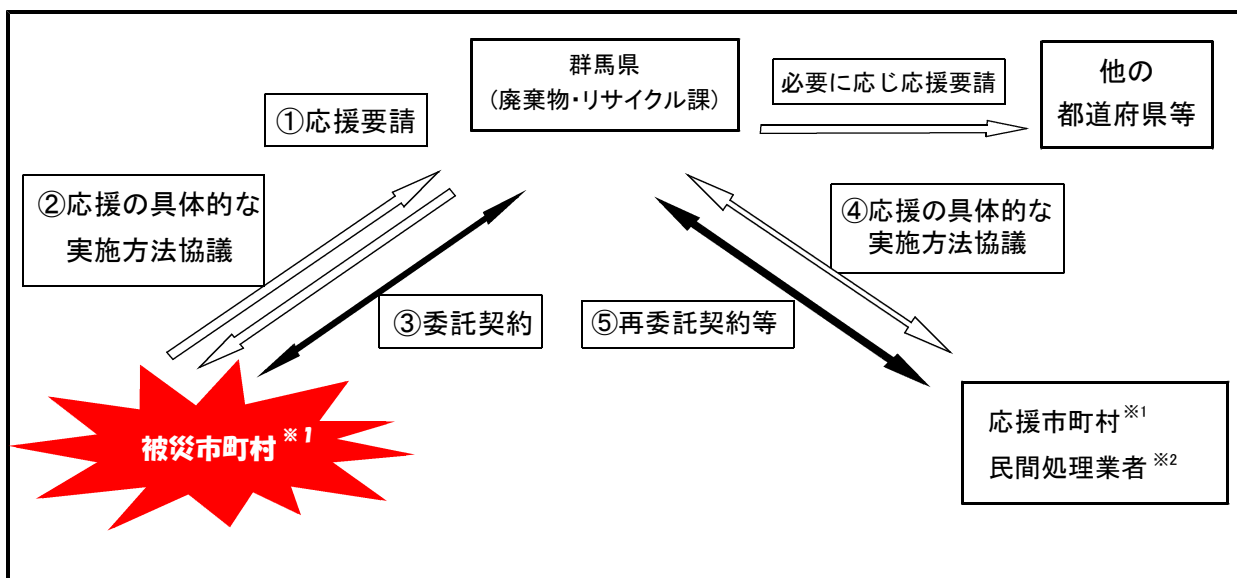
【根拠法令等】

- ・廃棄物処理法第6条の2第2項
- ・廃棄物処理法施行令第4条第1号

※1：平成20年4月1日付け「群馬県災害廃棄物等の処理に関する相互応援に関する協定」  
(全市町村及び清掃関係一部事務組合)

※2：平成25年4月1日付け「災害時における廃棄物処理に関する協定」  
(県・公益社団法人群馬県環境資源保全協会)

(県・一般社団法人群馬県環境保全協会)



<参考>

- ◎ 廃棄物処理法

(市町村の処理等)

第6条の2

2 市町村が行うべき一般廃棄物（特別管理一般廃棄物を除く。以下この項において同じ。）の収集、運搬及び処分に関する基準（略）並びに市町村が一般廃棄物の収集、運搬又は処分を市町村以外の者に委託する場合の基準は、政令で定める。

- 廃棄物処理法施行令

(一般廃棄物の収集、運搬、処分等の委託の基準)

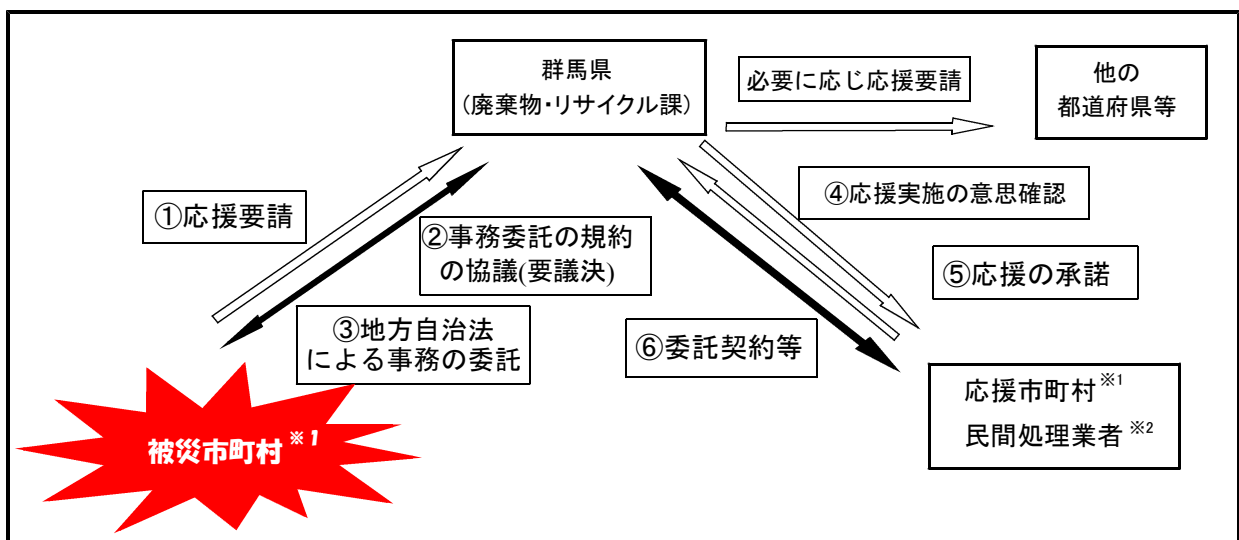
第4条 法第6条の2第2項の規定による市町村が一般廃棄物の収集、運搬又は処分（再生を含む。）を市町村以外の者に委託する場合の基準は、次のとおりとする。

一 受託者が受託業務（非常災害時において当該受託者が他人に委託しようとする業務を除く。）を遂行するに足る施設、人員及び財政的基礎を有し、かつ、受託しようとする業務の実施に関し相当の経験を有する者であること。

◎ 対応方法4：県が被災市町村の事務を受託（又は代替執行）し、応援を承諾した市町村・民間処理業者に委託する。

【根拠法令等】

- ・ 地方自治法第252条の14（事務の委託）、同法第252条の16の2（事務の代替執行）
- ※1：平成20年4月1日付け「群馬県災害廃棄物等の処理に関する相互応援に関する協定」（全市町村及び清掃関係一部事務組合）
- ※2：平成25年4月1日付け「災害時における廃棄物処理に関する協定」（県・公益社団法人群馬県環境資源保全協会）  
（県・一般社団法人群馬県環境保全協会）



被災市町村に代わって県が処理を行う場合、対応方法3の契約によるほか、地方自治法に基づく事務の委託（地方自治法第252条の14）、又は事務の代替執行（地方自治法第252条の16の2）によることができる。

事務の委託の場合、ごみ処理に係る執行権限が被災市町村から県に移るが、事務の代替執行の場合は、ごみ処理に係る執行権限を被災市町村に留保したまま、ごみ処理の執行のみ代替する。民法の代理（民法99条以下）に相当する法的効果が認められるものである。

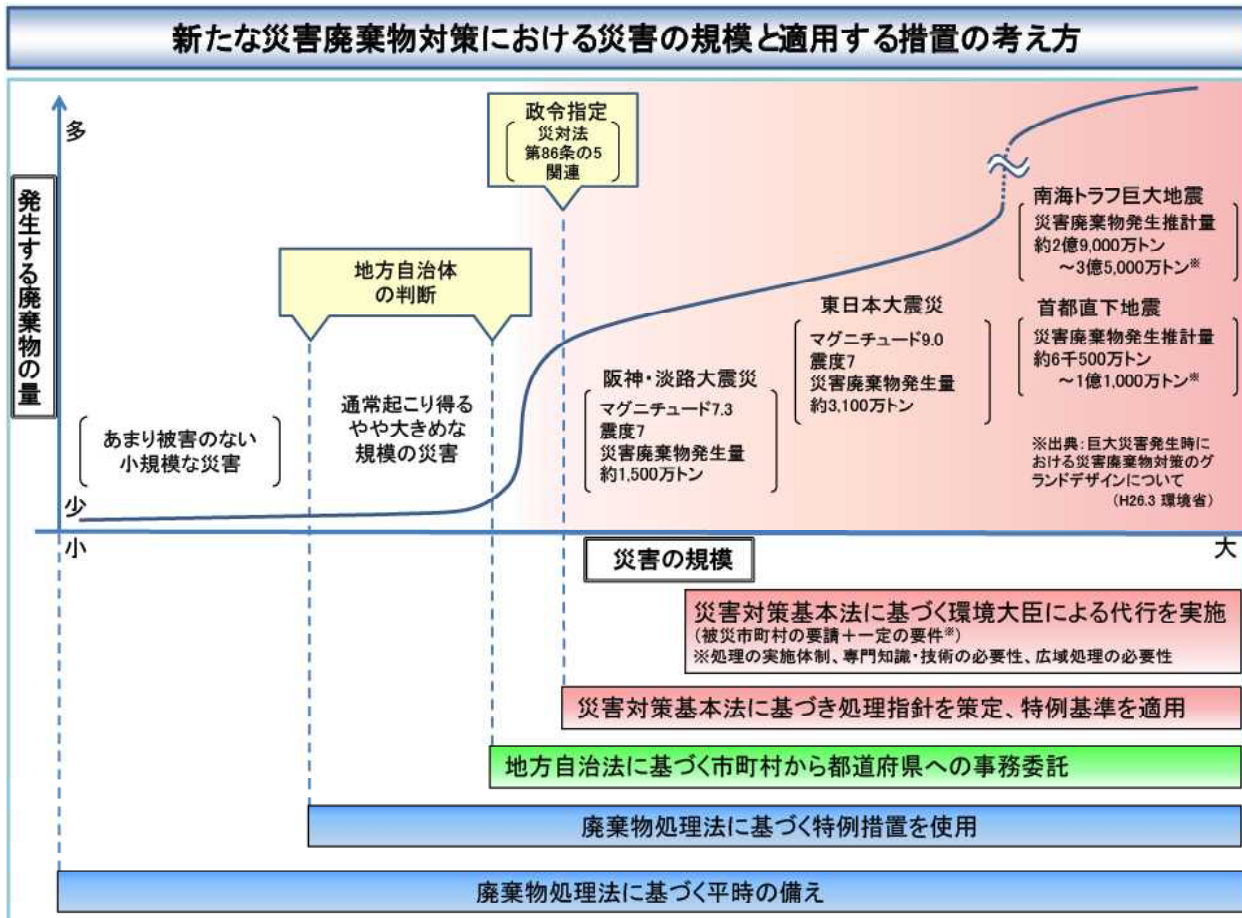
事務の代替執行（地方自治法第252条の16の2）の制度は、平成26年5月の地方自治法改正により創設された。上図の「③地方自治法による事務の委託」を「③地方自治法による事務の代替執行」と読み替えるほかは、全体の手続は事務の委託と同様である。

事務の代替執行に当たり、代替執行者は次のように表示する。

〇〇市（長） □□ △△ 印 （××事務代替執行県知事 □△ □△ 印）

東日本大震災では、事務の委託により、岩手県、宮城県が市町村に代わって中間処理を行っている。

(参考)



## 第2項 県災害廃棄物処理実行計画の策定要領

環境省が作成した災害廃棄物の処理指針を参考としつつ、各市町村の実情に配慮した基本方針を作成する。発災前に作成した処理計画を元に、災害廃棄物の発生量、廃棄物処理施設の被害状況、災害廃棄物処理体制等を把握した上で、災害廃棄物処理実行計画を作成する。

発災直後は災害廃棄物の発生量等を十分に把握できないことが予想されるが、災害廃棄物処理の全体像を示すためにも災害廃棄物処理実行計画を作成する必要がある。このため、被害の全体像が確認された時点で速やかに災害廃棄物の発生量を推計して災害廃棄物処理実行計画を策定し、処理の進捗に応じて段階的に見直しを行うものとする。

災害廃棄物処理実行計画の基本的な項目例は、次のとおりである。

<p>1 概要と方針</p> <p>(1) 計画の目的</p> <p>(2) 計画の位置付け</p> <p>(3) 計画の期間</p> <p>(4) 計画の見直し</p>	<p>群馬県災害廃棄物処理計画に基づき策定</p> <p>災害廃棄物の処理が完了するまでの期間</p> <p>随時、災害廃棄物の発生量や種類の精査を行い、処理状況や体制の変更があった場合には見直しを行う</p>
<p>2 被災状況及び災害廃棄物の発生状況</p> <p>(1) 地域内の被災状況</p> <p>(2) 災害廃棄物の発生状況</p>	<p>災害廃棄物の発生量の推計結果</p>
<p>3 災害廃棄物処理の基本方針</p> <p>(1) 基本的な考え方</p> <p>(2) 処理期間</p> <p>(3) 処理体制</p> <p>(4) 処理フロー</p>	<p>①適正かつ円滑・迅速な処理、②環境に配慮、③安全性の確保、④リサイクルの推進 等</p> <p>概ね3年を目処</p> <p>庁内の組織体制及び周辺自治体や産廃処理業者との協定や連携等</p> <p>災害廃棄物の種類別の処理フロー</p>
<p>4 災害廃棄物の処理方法</p> <p>(1) 災害廃棄物の集積</p> <p>(2) 災害廃棄物の選別</p> <p>(3) 災害廃棄物の処理・処分</p>	<p>仮置場の設置、運営方法</p> <p>仮置場での分別区分とその手法</p> <p>災害廃棄物の種類別の処理・処分方法の概要</p>

災害廃棄物の処理は、生活環境の保全及び公衆衛生の悪化の防止に資するものであり、被災地域の早期の復旧・復興への第一歩であることから、適正かつ円滑・迅速な処理が求められる。

仮置場候補地の周辺環境の状況を事前に調査した結果を踏まえ、災害廃棄物処理のために必要な中間処理施設の設置に当たっては、生活環境影響調査や設置手続の簡素化を検討するものとする。